



主婦ソサエティー・オブ・ハワイ 「日本の相続制度」講演会に反響

先月末、NPO主婦ソサエティー・オブ・ハワイでは、「日本の相続制度～アメリカと日本に資産がある人が今からやっておくべき相続対策～」についての講演会を開催した。

講師は、あすなろ法律事務所の代表、原正和弁護士。ランチを挟み、11時から14時までの3時間、分かりやすい解説で、すぐにでも役立つ情報がシェアされた。

主婦ソサエティー会長の有川啓子さんがその模様を寄稿してくれた。



「大好評でしたので、
また企画いたします」
有川啓子

弁護士の原さまは、まず、日本とアメリカの相続、税金、銀行やトラストなどの規則や対応、手続き、必要書類等々の違いを例を通してお話し下さいました。

日本とアメリカの法制度が違う上に、アメリカは州ごとに法律や判例が異なることに多くの方が驚かされていました。

講演会は、ポイントが要領良くまとめられたスクリーンを見ながら説明して下さったので、とても理解しやすい内容でした。

日本と米国、ハワイ州では、資産をどちらにどの様に

しておくのが良いか、またその手続き方法はどちらから良いのか、しっかり踏み込んだ具体的な説明とアドバイスでしたので、皆さんとても役立つ情報を得られたようでした。

ランチの間はワイアラエの海を眺めながら和気藹々と歓談しました。

午後は質疑応答に入り、たくさんの方が質問をされました。

日米両方にアセットがあり、具体的に土地や銀行預貯金、将来日本に帰った場合、何をどちらにどうまとめおくのが良いか？

子どものいないアメリカ国籍の親戚から日本人の息子に財産を譲り受けたが、どうするのが良いか？

アメリカ国籍の子どもに日本にある財産を渡す手続き方法などなど。それぞれご事情の違う質問が多く寄せられ、その都度、原弁護士は親身なアドバイスをして下さいました。



アメリカの市民権を取得した場合、相続に関して、何がどのように変わるのかの説明もありました。

また、遺言についての効力などの質問も多く、結論として、日本とハワイそれぞれで、遺言を作成しておくことが望ましいとの提言もありました。

質問や相談が多く、閉会するのが心苦しいほどの反響でした。参加された皆さんから、ぜひまた開催して欲しいとのご要望をいただきましたので、次回をご期待くださいませ。